

みんなで芋掘り

11月4日、上野保育園（宗心みどり園長・33人）が、川口勝行さん（上野）の畑で、芋掘りを行いました。園児たちに芋掘りの指導をした川口さんは「芋掘りの体験をさせたい。そして収穫する喜びも知ってもらいたい」と話しました。芋掘り後、収穫した芋を天ぷらにして食べ、園児たちは声を揃えて、「おいしい〜！」と笑顔で頬張りました。

9日、高木保育園（上村いつ子園長・15人）が廣田一美さん（高木）の畑で、芋掘りを行いました。廣田さんは「土に触れて身も心も大きく育ててほしい。



川口さんから指導を受ける上野保育園の園児たち

収穫した芋が少しでも働くお母さんの手助けになれば」との想いを語りました。

14日、若葉保育園（本田恵美子園長・27人）と木倉小学校（河地浩太郎校長・16人）4年生が岸義美さん（木倉）の畑で合同の芋掘り体験を行いました。園児たちは、先輩である児童たちと力を合わせて、芋を掘りました。作業中、土の中から出てきたモグラの赤ちゃん。みんなの顔を見て安心したのか、土の中にゆっくり帰っていきました。



▲とった芋を披露する高木保育園の園児（左）と上野保育園の園児たち（右）



▲芋を引き抜く若葉保育園の園児と木倉小の児童



▲とった芋を披露する高木保育園の園児たち



▲力を合わせて、芋を引き抜く様子

消防団非常呼集訓練

11月6日、秋の全国火災予防運動の一環として、消防団非常呼集訓練が行われました。訓練は、消防団員の消防技術の練磨を図るため、火災を想定して分団ごとに町内9カ所で実施。早朝5時30分、役場のサイレンを合図に、団員たちは積載車に乗り込み現場に向かいます。現場に到着すると、ホースを担ぎ火点へと向う団員、吸管をプールへ入れ水利を確保する団員など、分団長の指示のもとホースを火点まで延長しました。「放水始め！」団員の気合いの入った伝達は、訓練とは感じさせない緊張感がありました。



スポーツセンター横水路に放水する第1分団の団員たち

一部損壊世帯に対する義援金の配分について

☎ 企画財政課 復興推進係 ☎ 282-1263

■配分基準と基準額

住家が一部損壊の判定を受け、被災住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯につき10万円を配分。

■受付期間日

12月20日(火)から当分の間（土日祝日、年末年始を除く）

■受付時間

8時30分～17時15分

■受付場所

役場1F特設ブース

■提出書類

- ① 災証明書（写しも可）
- ② 領収証（修理費の支払いを証明するもの）
- ③ 修理内容のわかる内訳書または工事明細書（どの部分にいくらかかったかわかるもの）
- ④ 義援金振込のための預貯金通帳の写し（災証明書に記載されている世帯員のものに限る）

■対象範囲

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除く。

対象となる工事箇所・部分

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎など
- ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、給排気設備（換気扇等）
- ・衛生設備（便器、浴槽等）
- ※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えは対象外



対象外となる工事箇所・部分

- ・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子、畳など）
- ・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵など）
- ・家電製品

◆対象工事と対象外の工事が混在している場合の修理費用の積算について

① 領収書、工事明細書、見積書で対象工事と対象外工事を判別できる場合
⇒ 対象外の工事を差し引いた額を修理費用とする。

② 修理費用の全体は100万円を超えているが対象外の工事が判別できない場合
⇒ 工事前後の写真や、申請者からの申し出をもとに、町が認める場合は対象としてよい。

<共同住宅（マンション）の場合の取り扱い>

- ・被災者個人の修理（借りている部屋）と管理組合による共用部分（渡り廊下、エレベーター、階段、駐車場など）の修理の個人負担相当額が100万円を超える場合に配分の対象とする。
- ・共有部分に関する修理費の個人負担相当額は、管理組合が発行する証明で特定する。
個人負担相当額 = 共有部分修理費総額 ÷ 全戸数（賃貸室および空き室を含む）

<賃貸住宅（アパート等）の場合の取り扱い>

- ・賃貸であっても、所有者が修理を行えず、賃借人が修理を行い、その費用を負担した場合は、配分の対象とする。

